

都営シルバーピア（地元割当）・区営シルバーピアの入居資格

●単身者向

都営シルバーピア地元割当・区営シルバーピアの単身者向に入居を申し込む方は、申込書配布期間内に、次の1～6のすべてにあてはまることが必要です。

1 65歳以上であること

2 足立区内に継続して3年以上居住していること

申込書配布期間内まで足立区内に継続して3年以上居住していることが、住民票等で証明できること（外国人については、特別永住者または中長期在留者で継続して審査日までの在留資格も確認できること）

3 配偶者がいないこと、かつ単身で居住していること

同居…他の法令の規定にかかわらず、同一住宅内に居住すること（住民票での世帯分離を含む）

（1）配偶者（法律上の配偶者のほか内縁関係の方（住民票の続柄が未届の夫または妻となっている方）および婚約者を含む。また、「足立区パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」もしくは「東京都パートナーシップ宣誓制度」による証明書を受けたパートナーシップ関係にある方も含む。）がいないこと。

（2）現に同居または別居いずれの場合でも、配偶者を除いた申込みはできません。これには下記（3）にあてはまる方も含みます。なお、離婚の予定があり、同居している親族が配偶者だけの方は、単身で申込みできますが、資格審査のときに離婚の成立を証明が必要です。

（3）同居している親族がいないこと。ただし、次のいずれかにあてはまるときは申込みできます。

ア 同居している親族全員が、申込み後から資格審査までの間に、結婚し転出または遠隔地へ転勤もしくは就職することにより、申込者が単身居住となること。なお、資格審査のときにそのことを証明が必要です。

※遠隔地とは、居住地から、通常の公共交通機関を利用して片道2時間以上かかる地域をいいます。

イ 居住している住宅の住戸専用面積が、下の入居資格基準表にあてはまること。

入居資格基準表			
居住人数	住戸専用面積（壁芯）	居住人数	住戸専用面積（壁芯）
2人	30m ² 未満	5人	57m ² 未満
3人	40m ² 未満	6人	66.5m ² 未満
4人	50m ² 未満	7人	76m ² 未満

☆ 壁芯とは、壁などの厚みの中心線より算出した住戸専用面積で、一般的な算出方法です。

☆ 住戸専用面積には、バルコニーは含みません。

4 所得が定められた基準内であること（概要）

所得が、下記の所得基準の範囲内であること

所得基準：0円～2,568,000円

※ 紹給所得、年金所得は、税法上の所得から100,000円を控除します。

※ 所得税法上の扶養親族がいる場合は、扶養親族1人につき38万円を申込者の所得から差し引いてください。

※その他に、所得から差し引くことができるものとして、老人扶養控除（10万円）・特定扶養控除（25万円）・障害者控除（27万円）・特別障害者控除（40万円）・寡婦控除（27万円）・ひとり親控除（35万円）があります。

5 住宅に困っていること

（1）土地または建物の所有者（共有持分がある方、借地上に建物を所有している方を含む）でないこと。ただし、次のいずれかにあてはまる方は申込みできます。

- ① 著しく老朽化し、かつ法的に再建築が困難である建物を所有している方で、その建物を取り壊す予定であること。なお、資格審査のときに取り壊しの契約書等、入居後2か月以内に取り壊しを証明する閉鎖事項証明書の提出が必要です。
- ② 差押、正当な事由による立退要求等により土地または建物の所有者でなくなる方（滞納等本人に帰責事由がある方を除く）なお、資格審査のときに所有権移転を証明する登記事項証明書の提出が必要です。

（2）現に公営住宅のシルバーピアに入居している方、または使用予定者となっている方は申込みできません。

6 暴力団員でないこと

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する場合があります。